

下水道財政のあり方に関する研究会（第7回）

1 開催日時等

○開催日時：平成31年5月29日（水）16:00～18:00

○場 所：総務省11階会議室

○出席者：小西座長、飯島委員、井出委員、宇野委員、金崎委員、小室委員、齋藤（篤）委員、齊藤（由）委員、古澤委員、植松オブザーバー、清野オブザーバー、松田オブザーバー（代理）、沖部公営企業担当審議官、山越公営企業課長、坂越準公営企業室長、川畑課長補佐ほか

2 議題

- （1）公害財特法に基づく公害防止対策事業債の地財措置の見直し
- （2）雨水事業と污水事業に係る収支の区分け
- （3）使用料の水準と対象経費、積立金のあり方
- （4）建設改良費に対する交付税措置及び高資本費対策の見直し

3 配布資料

- （資料1）今後の検討の視点及びスケジュール
- （資料2）【論点1】公害財特法に基づく公害防止対策事業債の地財措置の見直し
- （資料3）【論点2】雨水事業と污水事業に係る収支の区分け
- （資料4）【論点3】使用料の水準と対象経費、積立金のあり方
- （資料5）【論点4】建設改良費に対する交付税措置及び高資本費対策の見直し
- （資料6）前回のご指摘事項関係資料

4 概要

- （1）事務局より資料について説明
- （2）出席者からの主な意見

<公害財特法に基づく公害防止対策事業債の地財措置の見直し>

- ・公害財特法が制定された昭和46年と異なり、下水道は概成しつつあり、公防債について何らかの見直しが必要であることは確か。
- ・公害財特法には独自の趣旨があり、そのあり方の議論は下水道財政と直接には連動しないことに留意が必要。

<雨水事業と污水事業に係る収支の区分け>

- ・使用料の算定根拠を明確に示すため、雨水と污水の収支についてセグメントを分けるべき。
- ・収支の区分けは、地方自治体が広域化・共同化のメリットを検討するのにも役立つ。
- ・資産については過去の資産を分けることは可能だと考えるが、地方自治体の現場で問題が生じないか算定方法を含めしっかり検証し、示すべき。
- ・雨水事業、污水事業には相当因果関係があり、会計は分けるべきではない。
- ・地方自治体は人手不足に直面しており、組織は分けるべきでない。

- ・下水道財政のあり方が、雨水私費分と汚水公費分を相殺しているという考え方であり、雨水事業と汚水事業の収支を分けた場合にも一体であるということ、昭和 41 年の地方公営企業法改正によって一般会計との適正な経費負担を前提として独立採算とされており、雨水事業も引き続き公営企業として実施できるのではないか。
- ・雨水事業をサボタージュしているか、雨水の整備が進んでいる都市部が雨水分も含めて地財措置されることで、財政上得をしているという 2 つの可能性がある。使用料の議論と関係があるのは、繰出の話なので、地財措置と繰出基準は分けて議論すべき。
- ・一般会計事業との不公平感を見て、補正予算債のような特別な財政措置は必要ではないか。
- ・分流式の繰出について、雨水が 1 割とされているが、近年、雨水の事業量が増えていることも含めて検討が必要。

<使用料水準と対象経費、積立金>

- ・地財措置の目安を考えるとというときに、使用料の全国平均を水準とするという考え方は、経費回収率が 100%に達していない状況ではあまり意味がないのではないか。3,000 円という水準も、暫定的な目標値として設定されたものに過ぎず、経費回収率の議論とは無関係に目指してしまっている点で問題ではないか。
- ・浄化槽の使用料は下水道に引っ張られ、経費回収が不十分な傾向にあるので、合わせて整理がされれば良いと思う。
- ・使用料水準は、全国一律で設定するのではなく、客観的な基準に基づいて地域によってある程度幅を持たせるべきではないか。
- ・議論の際に雨水が置き去りにならないよう、雨水部分の更新経費をいかに確保するか別途考える必要がある。
- ・積立にはインセンティブがないと難しい。
- ・積立は義務付けるようなしくみを入れれば良い。

<建設改良費に対する交付税措置及び高資本費対策の見直し>

- ・高資本費対策は、現状、制度設計の前提に相違して供用開始後 30 年が経過しても資本費が高止まりしている事業が少なくなく、何らかの見直しが必要。
- ・見通しが甘く、過剰投資の団体も助けることになりうるのは懸念点。
- ・高資本費対策の見直しには、制度自体の考え方をきちんと整理することが必要。水道事業における高料金対策と同様、地理的な条件などにより収支が均衡しないことを前提に、ナショナルミニマム的な料金格差是正策として位置付けることが考えられる。
- ・独立採算制の原則との整合性を取るには、人口減少下における集落維持そのものの公共性を根拠とすることが考えられる。

<全体を通して>

- ・資料全体として、重点的に財政措置をすべきところに必ずしもできていないというゆがみが出てきてしまっているということが言えるのではないか。

以 上